

## こども課からのお知らせ

### 〈児童手当制度〉

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することに  
より、家庭における生活の安定と児童の健全な育成および資質の向上を図るためのものです。



児童手当を受けるためには、申請が必要で、申請が遅れますと遅れた月分の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

**支給対象** 生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。（所得制限あり）  
※公務員の方は、勤務先からの支給  
**支給時期** 毎年6月・10月・2月にそれぞれ前月分まで（4カ月分）が支払われます。

**支給月額**  
・3歳未満 一律 15,000円  
・3歳以上小学校修了未満  
第1・2子 10,000円  
第3子以降 15,000円  
・中学生 一律 10,000円  
・所得制限による特例給付の場合 一律 5,000円

**現況届の提出** 6月1日現在、手当を受給している方は毎年6月中旬に「現況届」の提出が必要です。

提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

該当する方にはご案内を郵送しますので、内容確認の上、提出してください。

こども課 ☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

### 〈子育て世帯への臨時特別給付金〉

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童1人につき1万円が給付されます。（令和2年3月まで中学生だった児童を含む）

※対象児童の生年月日：平成16年

4月2日～令和2年3月31日

※申請手続き不要です。（該当する方には通知を郵送済み）

※特例給付の方は対象外

**支給時期** 6月中

※児童手当の6月定期支払日と別の日に支払われます。

### 公務員の方の申請受付

秩父市在住の公務員の方で、臨時特別給付金の対象となる方は、勤務先で証明を受けた申請書を提出してください。なお、郵送による提出も受け付けます。

### 受付期間

7月1日(水)～11月2日(月)

申・問 こども課 ☎25-5206



「和を以って  
貴しと為す」

### 緊急事態宣言の 延長を受けて

市長 久喜 邦康

市民の皆さまには、外出の自粛、幼稚園や小・中学校の休園・休校、飲食店や観光施設の休止や営業自粛など、お願いに、ご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

5月に入ってから、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうことはなく、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の「緊急事態措置期間」を5月31日まで延長しました。（5月20日現在）

医師である市長の私が、今まで培ってきた全ての経験や持てる力



を振り絞り、市民の皆さまの命を守るため、全力で立ち向かっていますが、皆さま一人一人の力もお貸しいただかなければ、この闘いに勝てません。「緊急事態措置期間」が終了となっても、気を緩めることなく、「新しい生活様式」を日常生活の中に取り入れていただきたいと思います。具体的には、感染防止の3つの基本として①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いのほか、外出時、屋内にいるときや会話をするときには症状がなくてもマスクを着用する、発症したときのため誰とどこで会ったかをメモしておく、3密の回避（密閉・密集・密接）、公園は空いている時間や場所を選ぶ、買い物はなるべくお一人で空いた時間に行う、食事は対面ではなく横並びで座るなどが挙げられます。

現在も、最前線で新型コロナウイルスと闘っている医療関係者に感謝するとともに、連携して医療体制の整備を進めています。また2ページに記載の通り、これまでにない規模の市独自の経済支援対策を実施するなど、市民の皆さまの心配や不安を和らげることができると、引き続き最善を尽くします。

5月号「市長コラム」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

【誤】不要不急の外出要請

【正】不要不急の外出自粛要請